

規 則

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

埼玉県公安委員会委員長 塩 川 修

埼玉県公安委員会規則第4号

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則（昭和40年埼玉県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1川越警察署の項中

川 越 中 央 交 番
川 鶴 交 番

を

「川 越 中 央 交 番」に、

名 細 交 番
福 原 交 番

を「名 細 交 番」に改め、同表東入間警察署の項中

「ふ じ み 野 駅 前 交 番
水 谷 交 番」を「ふ じ み 野 駅 前 交 番」

に改め、同表狭山警察署の項中

西 武 交 番
豊 岡 交 番

を

「西 武 交 番」に改め、同表東松山警察署の項中

「高 坂 駅 前 交 番
高 坂 西 交 番」を「高 坂 駅 前 交 番」に

改め、同表久喜警察署の項中

太 田 交 番
久 喜 駅 西 口 交 番

を

「久喜駅西口交番」に、

東	鷺	宮	駅	前	交	番	
鷺					宮	交	番

を「東鷺宮駅前交番」に改める。

別表第2秩父警察署の項中

中		川	駐	在	所
中	津	川	駐	在	所

を

「中川駐在所」に改め、同表小鹿野警察署の項中

「倉尾駐在所
長若駐在所」を「倉尾駐在所」に改め、

同表久喜警察署の項中

小		林	駐	在	所
清		久	駐	在	所

を

「小林駐在所」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。